主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、事実誤認、単なる訴訟法違反の主張に帰し、最高裁判所における民事上 告事件の審判の特例に関する法律(昭和二五年五月四日法律一三八号)記載の事由 の何れにも当らない。

よつて民訴四〇一条、九五条、八九条により、全裁判官の一致で主文のとおり判 決する。

最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官